

2019年7月1日

お客さま 各位

稚内信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた普通預金規定等の改定について

金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月1日(火)より普通預金規定等を下記の通り改定致しますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用になります。

### 記

以下の条項を新設・追加いたします。

#### ◎ 普通預金(決済用普通預金を含む)規定

「取引の制限等」条項を新設
取引の制限等 (1) 当金庫は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当金庫が合理的に認める場合、当該取引の制限を解除します。
「解約等」条項へ下線部を追加
解約等 (1) 省略 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① ～ ② 省略 ③ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> ④ 省略 (3) ～ (5) 省略

※ 貯蓄預金規定、納税準備預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定(一般用)、当座勘定規定(専用約束手形口座)へも同様の条項を新設・追加いたします。